

協議第104号

平成16年6月10日確認

各種事務事業の取扱い（上水道事業）について

各種事務事業の取扱い（上水道事業）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 水道料金については、次のとおりとする。 なお、新市において水道事業の運営に支障がないよう、新市で新たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定について検討するものとする。 (1) 上水道、簡易水道とも津市の料金体系で調整する。 (2) 美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道については、現行のとおりとする。 (3) メーター使用料については、廃止の方向で調整する。</p> <p>2 水道メーターの開栓手数料は、1件当たり900円とする。</p> <p>3 給水装置工事の申込手数料については、設計審査手数料900円、工事検査手数料2,300円、指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円とする。</p> <p>4 給水装置工事の新規給水加入金については、合併と同時に津市の例により調整する。 予算計上については、3条(収益的収入及び支出)とする。 久居市の特別加入金及び風早団地新規給水分担金については、廃止の方向で調整する。</p> <p>5 開発行為に伴う上水道及び簡易水道における設計審査・検査手数料、濁水防止用及び工専用洗管料は、津市の例により調整する。 なお、施設拡充費及び榊原簡易水道水源施設等工事負担金等については、廃止する。</p>
関係項目	上水道事業		

先進地事例

【かほく市】

- 1 水道事業については、次のとおり調整する。
 - (1) 水道事業計画については、合併時に策定する。
 - (2) 水道事業手数料については、高松町の例による。ただし、開栓手数料については、宇ノ気町の例による。
 - (3) 水道加入分担金については、高松町の例による。ただし、量水器口径30mmについては合併時まで調整する。
 - (4) 水道料金については、合併時に統一料金とする。ただし、量水器使用料は徴収しない。

【いなべ市】

- 1 上水道について

水道事業会計は、統一を図る。
 水道給水区域については、現行のとおりとする。
 使用料については、北勢町及び員弁町は大安町の制度に統一し、大安町及び藤原町の制度を適用する。
 メーター使用料は、合併時に廃止する。